

明治三十年代開始
 明治四十年前後
 明治末年頃
 豫防法公布前
 同 公 布 後

北海道、新潟、三重
 群馬、栃木、静岡、長野、岩手、福岡
 千葉、青森、熊本
 徳島
 東京、京都、兵庫、長崎、奈良、愛知、滋賀、山梨、岐阜、富山、鳥取、島根、和歌山、福岡等ニシテ其他ハ不明ナリ。

三、工場に對する検診

明治三十年代
 明治四十年前後
 明治末年頃
 豫防法公布前後
 同 公 布 後

北海道、三重、新潟
 群馬、栃木、静岡、長野、岩手、福井
 青森、和歌山、愛媛
 滋賀、徳島、奈良、愛知、岐阜、富山、鳥取、島根、廣島にして其他の府縣は不明に屬す

四、一般検診、
 に至りては新潟を嚆矢とすること前段記述の通なるが。

明治三十六―九年頃
 豫防法公布前
 同 公 布 後

北海道、愛媛、徳島、三重
 長野、岩手、青森、福井、佐賀
 東京、兵庫、山梨、岐阜、福島、鳥取、廣島、滋賀、鹿児島の状態なり(尙詳細付表参照)

第二 検診根據並方法

而して「トラホーム」關係法令施行前には單行縣令を發して豫防措置を講ぜるあり(新潟、群馬、愛知、静岡、鳥根、佐賀、福岡等)、縣令論又は訓令により任意検診治療を講ぜしめ、縣醫其他の醫師により實效を收めんと努めたるあり(鹿児島、山口、石川、福井、秋田、岐阜、三重、奈良、兵庫、北海道等)、或は一般警察命令に基き検診の施行並治療督勵を加へたるあり、(大阪、新潟、群馬、愛知等)、乃至は「トラホーム」補助規定を設けて助長策を講ずるあり(新潟、奈良、兵庫、三重、山口等)、其他專任技術員を設置して豫防に當らしむるもの(青森、新潟等)、若くは明治四十三年以來本省に於て「トラホーム」豫防講習會を開催大正三年迄に九回四百四十名の講習員を出せる外一般開業醫に對し「トラホーム」講習(青森、新潟)を行ひ豫防治療上の指針を授け(青森、新潟、京都、三重等)、其他町村豫防醫の設置(奈良)、検診標準の設定(奈良)、講習講話、印刷物の配布、諭告等大部の府縣に於て本病豫防上多大の努力を拂ひたる跡歴然たるものあり。其徹底の如何は各府縣各異にすべきも其苦心の點に於ては寧ろ諸外國に勝るものありたるが如し。

治療に就ても相當活動の跡あり。貧困患者の救済を縣自體に於て行ひたるあり、或は醫師會等と交渉して治療券を交付し廉價治療を行ひ

或は市町村を轄して之れを治療せしめ又は治療所を設置して徹底を計り若くは學校治療を奨勵する等之れなり(詳細各府縣豫防法施行前の施設参照)。

第二節 「トラホーム」豫防法施行後の狀況 (大正八年施行)

我が「トラホーム」豫防法は大正八年三月の制定に係るものなるが之れより先既に大正の初年頃より官民有志間に本法制定の必要を高潮せられ、次で大正五年「トラホーム」豫防協會生るゝや世論一層熱し來り、大正七年第四十回帝國議會には別紙の通り、行徳健男外二十餘名の建議案提出可決せらるゝあり、第四十一議會に法案提議同議會の協賛を経て大正八年三月公布せられ、同年九月より施行せられたるものなるが、本法實施前と雖も既に前述の通り夫々防戦に努め居たりし折柄本法の制定を見たることゝて大に畫一的活動を促進し更に一層の熱度を以て本病防戦に當らしむべく、一大時期を劃したる次第なり。

附 「トラホーム」豫防法制定理由

「トラホーム」は「庶民病」の名に背かずして廣く人類各階級に蔓延し殊に貧民病として窮貧者に於て其病毒の侵襲を被るもの多く之を大正六年度の壯丁受檢者中の患者數より推算するときは全國に於て「一千七百七十萬人」の患者存すべく各地之が豫防撲滅に關して督勵疎らざるなきも未だ其の全きを期し難きの實況に在る也而して之が影響を「個人的」に觀察せむか本病が慢性國民病たるの故を以て初期に於て感染を心附かざるの結果遂に救ふべからざる結果を誘致し眼精疲勞視力障害を來すのみならず失明するに至るもの多々存すべし之を「國家經濟」より觀察せむか産業上の障害を來し一千有餘萬の患者の爲に多大の治療費を要するのみならず其の生産能力に至大の影響を與ふべく壯年者の生産力一日參拾有餘萬圓を減耗するに至るべし又「國防上」より見るも其の阻害著しく壯丁検査の結果其の數の甚大なるを知るべく其の視力障害の結果は射撃其他軍事作業を爲すことを得ざらしむに至るべく、又之を國民兒童の「修學上」より見るも至大の悪影響を第二國民に與ふることを知るべし況んや我國民の「海外發展策」より之を觀察せむか近年我移民の入國拒絶せらるるものあるに至りては一日も之を忽緒に付すべからざる事項に屬すべし茲を以て識者之に顧みる所あり其の豫防撲滅に専念し民間は勿論各府縣相當の施設を懈らざるのみならず政府も爰に「トラホーム」講習會を開き明治四十三年より大正三年に至る迄九回の長期講習を重ね講習員四百四十有餘名を出し該病の豫防撲滅に従事せしめ救済の普及を計り今や漸く豫防の實を得んとするの時にあるなり即ち「トラホーム」豫防法を制定し一層人類の勁敵たる「トラホーム」の撲滅を計る爲一面に於ては患者に治療義務を課し其の治療を受くるの途なき者に對し強制治療を爲すを得せしむると共に他面に於て

は市町村をして救療の施設を爲さしめ各府縣をして之が豫防上必要な施設に留意せしめ國家に於て之を補助助成に盡くす所あらんとす。

「トラホーム」豫防法案説明要領

第一條 消毒其ノ他ノ豫防方法指示義務及施行義務

イ、本條第一項ハ醫師「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其他豫防方法ヲ指示スヘキコト規定シタルモノナリ蓋シ「トラホーム」患者ナリヤ否ヤノ確定ハ醫師ノミ之ヲ爲シ得ヘク從テ「トラホーム」患者ヲ第一次ニ認知スルモノニ於テ消毒其ノ他豫防方法ヲ指示スヘキハ當然ノコトタルノミナラス醫師タルノ性質ニ鑑ミ然ルヘキモノナリ而シテ患者等ハ此ノ指示ニ從フノ要アルヘク醫師カ自由無制限ニ之ヲ指示シ得ルモノトセハ患者等ニ於テ困却スル所抄ナカラサルノミナラス醫師自ラニ於テモ其ノ指示方法ニ就テ判斷ニ當ム所ナキニアラサルカ故ニ一定條件方法ヲ命令ヲ以テ規定シ得ルコトトナシ且消毒其ノ他ノ豫防方法内容程度ニ就テモ之ヲ命令ニ於テ規定セムトセリ而シテ保護者ノ意義及範圍ハ第一條ニ之ヲ規定ス

ロ、本條第二項ハ當該官吏又ハ吏員タル警察官吏、衛生官吏、郡吏員、島廳吏員、市町村長カ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘキコトヲ規定セリ蓋シ第一項ニ於ケル醫師ハ官吏又ハ吏員タル身分ヲ有セサル醫師カ其ノ職業ニ基キ患者ヲ診斷シ之ニ消毒其他ノ豫防方法ヲ指示スヘキ義務アルコトヲ規定シタルモノナル故ニ官吏又ハ吏員タル身分ヲ有セサル醫師其他ノ官吏、吏員カ檢診其ノ他ノ方法ニヨリ「トラホーム」患者ヲ認知シタルトキニ於テ患者ニ對シ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スルヲ適當ト認ムルカ故ニ本項ニ於テ之カ規定設ケタルモノナリ而シテ結核豫防法第二條ニ當該官吏又ハ吏員ノ此等ノ義務ヲ規定セサルハ同法第四條ノ規定アル故ニ之ヲ必要トセサルニヨル也

第二條 患者又ハ保護者ノ受療義務

イ、本條第一項ハ「トラホーム」患者カ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケヘキコトヲ規定セルモノニシテ「トラホーム」豫防上一定ノ治療ノ義務ヲ患者ニ負ハスナ至當トスルニヨルナリ、而シテ患者中治療ノ途ナキ者ニ就キテハ第三條ニ依リ強制治療ヲ爲シ得ヘク治療ノ途アル者ニシテ此ノ義務ヲ怠レルモノハ行政執行法第五條ニ基キ執行罰科シ又ハ直接強制ヲ爲シ以テ治療義務ヲ履行シ該病ノ豫防ノ全キナ期セムトス

第三條 行政官廳ノ強制治療權

イ、本條第一項ハ行政官廳カ「トラホーム」患者ニシテ治療ヲ受ケルノ途ナキ者ニ對シ治療ヲ施行スルコトヲ得セシメタルモノナリ、蓋シ治療ヲ受ケルノ途ナキ「トラホーム」患者ハ治療ヲ受ケルノ資力等ナキ故ニ之ニ任意治療ヲ受ケルコトヲ得セシメ難キナリ以テ行政官廳ニ之カ治療ヲ強制シ得ルコトヲ

得セシムルノ必要存スルヲ以テ也
ロ、本條第二項ハ前項ノ規定ニ依リ治療ヲ施行スル場合ニ於テハ其費用ハ患者所在地ノ市町村ノ負擔トスト規定セリ、蓋シ行政官廳ノ經費ハ之カ費用ヲ償ハサル現況ニ於テハ「バ」ムヲ得サルヘク從テ之ヲ市町村ノ負擔ニ歸セシムルハ特ニ法令ノ規定ヲ要スルヲ以テ本條ニ依リ其負擔ニ歸スルコトヲ規定セリ
〔霍亂除法第四條、第六條及消防規則第十三條參照〕
第四條 行政官廳ノ「トラホーム」豫防上必要ナル事項ヲ施行スルノ權限及其ノ費用負擔
イ、本條第一項ハ行政官廳カ「トラホーム」豫防上必要ナル事項ヲ施行スルノ權限ヲ有スルコトヲ規定シタルモノニシテ「トラホーム」豫防ハ各地多少ノ差異アルカ故ニ一面ニ於テハ各地ノ現況ニヨリ之カ豫防施設ヲ爲サシムルノ要アルト共ニ他面ニハ大體上其ノ施設ヲ統一セシムルノ要アルヲ以テ本條ニ於テハ行政官廳ノ一定ノ權限ヲ規定シ各場合ニ應ジテ其ノ權限適當ナル施行ナラヌコトヲ得セシムルト共ニ施行規則ニ於テ行政官廳ノ範圍ナ地方長官又ハ内務大臣ニ限定シ各地相當ノ方法ヲ講セシメ又同時ニ全國共通ノ權限施行ヲ爲スコトヲ得セシメムトス
ロ、本條第一項ニ規定スル豫防上必要ナル事項左ノ如シ
一、檢診ヲ行フト、之レ「トラホーム」患者ノ有無ヲ知ル必要アルト共ニ之ニ基キ其ノ豫防撲滅ノ施設ヲ企圖セシメムトナス必要アルニヨル、蓋シ「トラホーム」患者届出義務ヲ規定セサル時ニ於テハ必要ノコトニ屬スヘシ
二、從業停止、之ハ公衆衛生上ノ見地ヨリ當然ノコトニシテ「トラホーム」豫防上其ノ患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ從事スルヲ停止スルノ必要アルニヨル也、而シテ結核患者ニアリテハ從業禁止ヲ爲スモ「トラホーム」患者ニアリテハ從業停止ヲ爲スハ彼此病源ノ危害ノ程度異ル所アルニヨルヘシ
三、病源傳播ノ媒介トナルヘキ事項ノ制限禁止及豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト、之レ學校幼稚園、製造所其ノ他ノ多業集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店、其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於テ何人ニ對シテモ病源傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限禁止シ又ハ其ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシメ以テ「トラホーム」蔓延防止ヲ計ラムトスルニアリ
ハ、本條第二項ハ第一項ノ規定シタル事項ヲ施行スルニツキ費用ヲ要スルコトニ於テ其費用ノ負擔者ヲ定メタルモノナリ、蓋シ本來「トラホーム」豫防上行政官廳ノ爲シタル事務ハ國家ノ費用ヲ以テ爲スヘキモノナルモ現今ノ國家財政ハ之ヲ許ササルカ故ニ本條第二項ハ一面ニ於テハ行政官廳中地方長官カ檢診ヲ施行シタル場合ニ於テハ其費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トナサシメ他面ニ於テハ行政官廳中内務大臣カ此等ノ事項ヲ施行セントスル場合ニ於テハ其ノ費用ハ國家ノ負擔タルコトヲ默示セリ、而シテ内務大臣カ自ら進ンテ檢診ヲ施行スルコト稀有ニ屬スヘク單ニ法規命令ニ發スルニ止マルヘキヲ以テ此等ノ費用ハ國家ノ負擔ニ歸スルコトハ殆ト稀ナリト謂フヘシ

第五條 市町村ノ豫防及治療施設義務

本條ハ市町村カ地方長官ノ指示ニ從ヒ「トラホーム」豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲スヘキコトヲ規定シタルモノナリ、蓋シ「トラホーム」豫防ニ關シテハ從來市町村ニ於テ自發的ニ之ヲ施行スルノ實況ニアルヲ以テ之ニ鑑ミテ一層其ノ豫防ノ目的ヲ達成セシムル爲メ全國一般ニ市町村ヲシテ「トラホーム」豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲サシメムトスルニアリ、而シテ地方長官ノ指示ニ從ハシメタル一面ニハ其ノ地方共通ノ取締ヲ要スルコトアルト共ニ他面ニハ第六條ニ規定スルカ如ク府縣ノ補助金額ニモ影響スル所アルヲ以テ也

第六條 市町村ノ豫防治療費ノ道府縣補助

本條ハ北海道地方費又ハ府縣ガ命令ノ定ムル所ニ依リ「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用補助ヲ爲スヘキコトヲ規

定シタルモノナリ、蓋シ「トラホーム」ノ豫防ノ如キハ全國一般ニ關係スル事項タルカ故ニ市町村ニ對シ其ノ支出費用ノ補助ヲ爲シ之カ豫防撲滅ノ助成ヲ爲ス要アルニヨリ、而シテ其補助歩合等ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム即チ北海道廳長官及府縣知事ハ「トラホーム」豫防法第六條ニ依リ北海道地方費又ハ府縣費ヨリ市町村ニ對スル補助ニ關シ右各項ニ依リ規定ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

一、「トラホーム」豫防法第六條ニ依リ市町村ノ支出シタル費用ノ總額ニ對シ北海道地方費又ハ府縣費ヨリ各市町村ニ補助スル歩合ハ精算額ノ六分ノ一以上二分ノ一以下トス、但シ支出ニ伴フ收入又ハ補助金、寄附金アルトキハ支出總額ヨリ之ヲ控除シタル額ニ對シ本項ノ歩合ヲ定ムルコトヲ得

二、「トラホーム」豫防法第六條ノ支出中特ニ費途ヲ別段ノ補助歩合ヲ定メ又ハ指定シタル費途ニ限リ補助ヲ爲シ又ハ市町村ノ負擔ニ應ジテ別段ノ補助歩合ヲ定ムルコトヲ得、但シ本項ニ依リ算出シタル補助ノ金額前項六分ノ一ヲ下ルトキハ六分ノ一迄増額シ二分ノ一ヲ超ユルトキハ二分ノ一迄減額スヘシ

三、市町村ノ支出額其ノ負擔ニ堪ヘスト認ムルトキ其他特別ノ事由アルトキハ二分ノ一以上全部迄ヲ補助スルコトヲ得

四、補助ハ現品ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得、但シ金額ニ換算スヘシ

五、市町村ヨリ申請スル支出請算額適當ト認ムルトキハ之ヲ査定シ其ノ査定額ニ對シテ補助スルコトヲ得

第七條 北海道地方費府縣ノ豫防治療費ノ國庫補助

本條ハ國庫カ前條ノ補助ノ爲其ノ他「トラホーム」豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ六分ノ一ヲ補助スヘキコトヲ規定セリ、蓋シ「トラホーム」ハ全國共通ノ疾病ニシテ國家ノ産業上國防上教育上ニ及ボス影響至大ニシテ國家自ラ進ムテ之カ豫防施設ヲ爲スヘキモノタルモ現下ノ國家ノ財政ハ之ヲ許ササルカ故ニ先ツ市町村又ハ道府縣ニシテ豫防治療施設ヲ爲サシメ之ニ對シテ國庫ハ補助ヲ爲スノ程度ニ止ムルノ已ムナキ狀況ナルヲ以テ本條ハ此ノ趣旨ニ基ク國庫ノ補助義務ヲ規定シ以テ國家義務ノ一端ヲ果サントハナセリ

第八條 官廳官立ノ學校等ノ特例

本條ハ官廳官立ノ學校製造所等ニ於テ其首長カ第四條第一項第三號(病源傳播ノ媒介トナルヘキ事項ノ制限禁止及豫防上必要ナル施設ヲ爲スコト)ノ規定ニ準シ「トラホーム」豫防ニ關スル事項ノ施行ヲ命スルハ國家ノ官廳カ國家ニ對シテ一定ノ作爲ヲ命令スル結果ヲ生スルモノナルヲ以テ此ノ規定ハ元來訓令的ノモノニシテ此ノ法律ニ規定スルノ要ナキカ如シ雖モ一面ニハ官廳タリトモ其ノ場所的關係ニ於テハ他ノ一般民家ト異ルコトナク他面ニハ從來各種ノ法規ニ同様ノ規定存在スルヲ以テ解釋上疑義ヲ存スルニ至ルヘキカ故ニ明ニ茲ニ定メ官廳其他ニ就テハ其首長ニ於テ「トラホーム」豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘキ事ヲ命シ地方官等ニ於テ之ヲ施行シ得サルコトヲ明ニシタルモノナリ

第九條 醫師指示義務違反及患者又ハ其ノ保護者ノ消毒其ノ他ノ豫防方法施行義務違反

本條ハ第一項(醫師ノ指示義務)又ハ第三項(消毒其ノ他ノ豫防方法ノ施行義務)ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ現下ノ醫師及患者ノ實況ニ鑑ミテ公衆衛生上已ムコトヲ得サルニ出テタルモノナリ、勿論此等義務違反ニ對シテハ行政執行法第五條ニ基キ其義務ヲ強制シ得ルモノナルコトハ言フ俟タズ

第十條 行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ノ處罰

本條ハ第四條第一項ノ規定(行政官廳ノ豫防上必要ナル事項施行權限規定)ニ依リ行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スニ處スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ現下ノ我國ノ實情ニ顧ミ「トラホーム」豫防撲滅時期スル上ニ於テ已ムコトヲ得サルニヨリ也

第十一條 保護者ノ意義

本條ハ本法ニ於テ保護者ト稱スルモノノ意義及範圍ヲ規定シタルモノニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

「トラホーム」豫防法 (大正八年三月法律第二十七號)

本條ハ本法ニ於テ保護者ト稱スルモノノ意義及範圍ヲ規定シタルモノニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一、未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁止產者ノ後見人親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁止產者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ戶主ノ後見人

二、教育監視又ハ備使ノ目的ヲ以テ未成年者ヲ寄寓セシムル者又ハ其法定代理人

第十二條 準市町村

本條ハ市制町村制ヲ施行セザル地ニ於テ本法ノ市町村ニ該當スルモノヲ定メタルモノナリ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 一、未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治産者ノ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戸主、戸主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ戸主ノ後見人
- 二、教育、監護又ハ借使ノ目的ヲ以テ未成年者ヲ寄寓セシムル者又ハ其ノ法定代理人

第十二條 本法中市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(大正八年八月勅令第四百十三號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

第一 「トラホーム」の檢診

一、専任技術官の設置

病原體の確認せられざる今日本病檢診上屢々困難に遭遇するは實務家の等しく認むる處、彼の醫學的文化の先進國たる歐米に於てすら、今尙「トラホーム」診察と同時に地方醫に診察上の講習を行ひつゝある實況にして、本邦に於ても各府縣風に此の點に着眼し、屢次診察機關に對し此の種講習を行ひ以て正確を期し來りたるは蓋し必然の企畫と云ふべきなり。大凡如何なる統計も作製者を異にすれば其成績往々にして齟齬を來すこと決して稀ならず、而も此の關係は「トラホーム」に於て殊に甚だしきやの感なくんばあらず。茲に於てか各府縣競ふて斯道に堪能なる専任技術員を設置し診察治療の正確を期し、一般診察の指導督勵に當らしめ、以て堅實なる豫防策の徹底に努めつゝあるは寔に慶ぶべき現象にして、既に本法公布前より此の施設を有せる府縣ありたるも(前述)、公布後は急速の勢を以て普及したること左表の如く大正十五年一月末日現在に於て専任技術員を有せざるは一道十八縣なるに至れり。

「トラホーム」豫防に關する技術官調 (大正十五年一月末日現在) (内務省調査) (括弧内は専任者)

道府縣別	地方技術師	衛生技術師	技手防疫醫	醫師タル囑託	合計	備考
北海道	〇	〇	〇	〇	三	
東北	〇	〇	〇	〇	三	
東京	〇	〇	〇	〇	三	
大阪	〇	〇	〇	〇	三	
神奈川	〇	〇	〇	〇	三	
兵衛	〇	〇	〇	〇	三	
長崎	〇	〇	〇	〇	三	
新潟	〇	〇	〇	〇	三	
群馬	〇	〇	〇	〇	三	
千葉	〇	〇	〇	〇	三	
茨城	〇	〇	〇	〇	三	
栃木	〇	〇	〇	〇	三	
奈良	〇	〇	〇	〇	三	
和歌山	〇	〇	〇	〇	三	
山口	〇	〇	〇	〇	三	
岡山	〇	〇	〇	〇	三	
廣島	〇	〇	〇	〇	三	
山梨	〇	〇	〇	〇	三	
徳島	〇	〇	〇	〇	三	
香川	〇	〇	〇	〇	三	
愛媛	〇	〇	〇	〇	三	
高知	〇	〇	〇	〇	三	
福岡	〇	〇	〇	〇	三	
大分	〇	〇	〇	〇	三	
佐賀	〇	〇	〇	〇	三	
熊本	〇	〇	〇	〇	三	
宮崎	〇	〇	〇	〇	三	
鹿兒島	〇	〇	〇	〇	三	
神戶	〇	〇	〇	〇	三	
合計	〇	〇	〇	〇	〇	四名不明

道府縣別	地方技術師	衛生技術師	技手防疫醫	醫師タル囑託	合計	備考
三愛	〇	〇	〇	〇	三	
靜岡	〇	〇	〇	〇	三	
山梨	〇	〇	〇	〇	三	
滋賀	〇	〇	〇	〇	三	
岐阜	〇	〇	〇	〇	三	
長野	〇	〇	〇	〇	三	
宮城	〇	〇	〇	〇	三	
福島	〇	〇	〇	〇	三	
青森	〇	〇	〇	〇	三	
山形	〇	〇	〇	〇	三	
秋田	〇	〇	〇	〇	三	
福井	〇	〇	〇	〇	三	
石川	〇	〇	〇	〇	三	
富山	〇	〇	〇	〇	三	
鳥取	〇	〇	〇	〇	三	
島根	〇	〇	〇	〇	三	
合計	〇	〇	〇	〇	〇	四名不明

二、非専任技術員

専任以外の「トラホーム」豫防並に治療に従事する技術員も前表所載の如く、大多數は府縣技術職員を交代之れに當らしむると見るべきが如きも(主として義務業者の檢診)、中には市町村醫をして之れに當らしむるもの(兵庫、宮城、秋田、三重、鳥取)、囑託醫に依るもの(兵庫、奈良、滋賀、愛知、三重、長野、埼玉、島根)等あり。而して市町村醫及囑託醫は壯丁、一般民衆の檢診に従事せしめつゝあるもの、如く、其他工場に就ては工場醫、學校醫の檢診を認容せるものあり(新潟—學校—、奈良、三重、宮城、秋田、愛媛等)。

三、各種檢診施行狀況(法第四條)

(一) 接客業者

各府縣より寄せられたる接客業者檢診成績其他に依れば、各種接客業者に對する檢診を施行せざるものは一つも無之、而して此れに従事

する者も皆道府縣技術職員なり。

(二) 壯丁豫備検査
翌年度徴兵適齡者に對する豫備検査も漸時充實し來り、最近三ヶ年に於て之を施行せるの報に接せるもの東京、京都、大阪及滋賀あるのみ。

(三) 工場従業者検査

工場従業者に對し検査を施行するは三十七道府縣にして、東京、大阪、長崎、山梨、富山、山口、福岡、佐賀、沖縄の各府縣は検査成績を得ず兵庫縣施行せず又工場法適用工場に對する検査を施行せるは福井、新潟等なり。

(四) 一般民衆に對する検査

は多くの府縣に於て壯丁其他「トラホーム」検査成績より見て、濃厚病源地帯と認むる地方に就き検査しつゝあり。之れに従事する検査醫は一定せざるも大體に於て府縣技術員又は囑託醫にして、前記の如く市町村醫をして検査に當らしむるもの亦少なからず。

(五) 學生生徒兒童の検査

特に「トラホーム」検査を施行するは比較的少數なるが如く(神奈川、群馬、栃木、奈良、愛知、滋賀、宮城、秋田、石川、岡山、和歌山、愛媛、大分、熊本の如き……)回答のみ其他は一般民衆検査の一部として之れを施行し、又は體格検査に當り發見に努めつゝあるが如し。

四、検査回数

各府縣の検査回数に就き規定せる處を見るに	
年一回と規定せるもの	八
年一回以上と規定せるもの	七
年二回と規定せるもの	六
年一回又は二回と規定せるもの	二
年二回以上と規定せるもの	二
回数規定なきもの	三

四谷氏に依る

の状況にして要するに事務の繁閑、被検査者の事情等に依り出來得る限り検査の徹底を期しつゝあるの狀明なり。

第二 「トラホーム」豫防法の徹底狀況

何れの法令と雖も其種類、目的及民狀の如何に依りては之れが徹底の上に自ら甲乙を生ずるは免れざる處にして、就中我が「トラホーム」豫防法殊に其第一條及第二條の如きは執行上最も努力を要するものに屬すべし。

只然し本病は比較的古くより識者の注目惹き法令公布前十有幾年既に多くの府縣に於て此れが對策を講じ爾來間斷なく豫防上の訓練を積み來りたる歴史あり、從つて行政機關の積極的活動並に關係當業者の遵守事項は近時著しく徹底味を表し來りたるも尙一、二の條項に於ては隔靴搔痒の感なき能はず。

之れを我縣の事例に徴するに、昭和二年警察巡閱の際醫師に就て法第一條の執行狀況を調査せしめたるに、満足なる指示を爲したるは少數に止まり何れも指示せるか又は不完全指示を爲したる者なり。從つて同條第二項の完璧を見る能はざるは言を俟たず。即前段手拭、並洗面器、清潔、其他の條章に於て述べたる通りにして特殊業態者、學童、壯丁若くは特設治療所開設地に於ては割合遵守の風あるも、到底永續性を有せず。更に同法第二條の狀況を見るに特殊業態者及特設治療所開設地に在りては殆んど全部、壯丁に在りては七八%治療せるも、學童は五〇%一般住民は四一・五四%の治療率を示せるに過ぎずして、元より不徹底たるに相違なきも觀察の如何に由つては決して悲觀の資料ならず。何となれば元來本病は苦痛を醸すこと少なく、極めて慢性に經過するのみならず、視力障害を惹起するも殆んど自覺せざる程度に潛然進行する等多くの患者に輕視され易き疾病なるにも係らず、右の如く四〇%—五〇%の一般民衆治療率を示すは寧ろ教化の效力の發現とも見るべく、從つて法第一條第一項の嚴重勵行と共に今一段の指導督勵を加へんか、必ずや更に一層の効果を擧げ得べき状態にあるを以てなり。

第三 治療上の施設

一、公設治療所

治療は豫防の一大要件たること今更贅言を俟たず。各府縣に於ける施設の狀況を見るに、本法公布前既に治療所を開設し、若くは町村をして開設せしめ、以て之れが徹底を圖りたるものあり(公布前の施設参照)し、之より特殊の事情ある府縣に過ぎず。然るに本法公布後は逐年公設治療所開設の氣運盛となり。

年次	公設治療所開設府縣數	同治療所開設府縣數	年次	公設治療所開設府縣數	同治療所開設府縣數
大正十一年	二八	九	大正十四年	三一	六
大正十二年	二三	四	大正十五年	三四	一
大正十三年	二四	七	昭和二年	三六	一

(以上内務省調査に依る詳細別表参照)

の勢を示し、之れに依つて治療を受けたる患者大正十一年度より昭和二年度に至る六ヶ年間(取扱患者)二、七一六、四六八人の多數に上り平

均年々四十五萬二千餘人延二百四十萬餘人を治療しつゝある状況なり。

二、道府縣立治療所

大正十五年以來は道府縣立治療所を設くるものあり(大阪、岡山)、其取扱患者は少數なりと雖も年々千五六百を算し、治療上貢献しつゝあること例令別紙岡山縣縣設「トラホーム」治療所設置並に其成績概要の如きものあるのみならず。

三、私設治療所

に於ても醫師會、衛生組合、其他各團體の事業として本病治療を行ふもの亦少なからず。今大正十五年、昭和二年の状況を見るに左表の如く、年々四千内外、延七萬七千餘人の患者を取扱ひつゝあり。

四、公設治療班

公設治療所と共に治療班を設置し、所謂巡回治療の道を講ぜるあり。僻地の地、殊に醫師に不自由なる地方に對しては缺く可からざる施設と云ふべし。

今公私各治療所に於ける取扱患者の最近に於ける趨勢を擧ぐれば如次。

種別	年度別	自費		施設		治療		合計		従事醫員數	備考
		實數	延數	實數	延數	實數	延數	實數	延數		
治療所	大正十一年度	103,750						55,768		1,056	二十九道廳府縣
治療班	同	1,433						5,388		4	一道廳八縣
治療班	同	3,268						29,779		910	二十三道廳府縣
治療班	同	2,255						7,363		4	四縣
治療班	同	30,666						46,866		1,069	二十四道廳府縣
治療班	同	2,433						5,333		5	七道廳府縣
治療班	同	45,933						50,666		1,383	三十一道廳府縣
治療班	同	2,555						3,755		5	五縣
治療班	同	45,233						33,666		1,233	三十四道廳府縣
治療班	同	19,666						33,666		1,236	三十六道廳府縣
治療班	昭和二年度							7,100,766		7,236,870	

市町村立「トラホーム」治療所 (内務省衛生局)

治療班同	年度別	自費		施設		治療		合計		従事醫員數	備考
		實數	延數	實數	延數	實數	延數	實數	延數		
合計		12,136		3,433,236		23,668,033		27,666,466		14,447,330	7,050
平均		40,566		10,866		43,336		52,666,000		45,786,666	1,136

道府縣立「トラホーム」治療所

年度別	年度	自費		施設		治療		合計		従事醫員數	備考
		實數	延數	實數	延數	實數	延數	實數	延數		
大正十五年				1,330		5,000		1,330		75,000	四 大阪、岡山
昭和二年				1,960		10,833		1,960		108,233	四 大阪、岡山
合計				3,290		15,833		3,290		183,233	
平均				1,595		9,266		1,595		92,666	四

私立「トラホーム」治療所

年度別	年度	自費		施設		治療		合計		従事醫員數	備考
		實數	延數	實數	延數	實數	延數	實數	延數		
大正十五年		1,361		2,800		5,500		4,361		9,361	十二道廳府縣
昭和二年		1,466		2,842		5,966		4,361		5,361	十二道廳府縣
合計		2,827		5,642		11,466		8,722		14,722	
平均		1,413		2,821		5,733		4,361		7,361	

年度	別		費		施		合		従事員数	備考
	實	延	實	延	實	延	實	延		
各治療所總計	三、四、〇〇〇	七、一、六〇〇	三、四、〇〇〇	七、一、六〇〇	二、七、六〇〇	一、四、七、五〇〇	二、七、六〇〇	一、四、七、五〇〇	七、三三	
平均	三、三〇〇	五、〇、八〇〇	八、七、四〇〇	四、六、四〇〇	六、九、四〇〇	四、九、六〇〇	三、四、四〇〇	三、四、四〇〇	三、四四	

五、公設治療所治療成績

以上公設治療所に於ける治療成績に關し調査し得たる處を綜合するに(治療と治癒との部公設治療所治療成績参照)、取扱總患者三十四萬七千餘人中、治癒せるもの十八萬七千餘人にして患者對割合五四・〇八%となれり。

六、公私設治療所に於ける治療經費

今最近の狀況に就き内務省に於て調査せる資料を基礎として觀察するに、次表に於て其概要を視ひ得るが如く、大正十一年より昭和二年に至る六ヶ年間に支出せる市町村治療所費は實に一、五七二、三五四圓の多額に上り、平均年額二十六萬圓を突破せり。之れに公立治療班、道府縣及私設治療所に要せし費用を合算すれば、六年間總額百六十三萬八千餘圓、平均年額二十七萬三千餘圓を費せり。而して之れを患者一人當りとして見るときは、私設治療所最も高く道府縣立之れに次ぎ市町村立最も低廉なり。

累年「トラホーム」治療所經費調 (内務省調査を基礎とす) (經常費決算同以下四拾五入)

年	別	道府縣立治療所	市町村立治療所	同上治療班	私設治療所	計
大正十一年度			二六八、三六五	三、七八一		二七二、一四六
同十二年度			二〇九、四一〇	一一、四四五		二二〇、八五五
同十三年度			二二一、〇六四	四、六九三		二二五、七五七
同十四年度			二五二、六四二	四、八四七		二六〇、七三三
同十五年度			三〇三、一九三		一四、四〇九	三二二、〇七九
昭和元年			三、四七七		一一、七六七	三三〇、四四七

計	平均一年	患者一人當
八、七二六	四、七二六	二、七四
一、五七二、三五四	二六二、〇五九	〇、六〇
二四、七六六	六、一九二	〇、六六
二六、一七六	一三、〇八八	三、〇五
一、六三三、〇三三	二七三、〇〇四	〇、六〇

七、爾他の方面に於ける治療狀況

以上公私治療施設の外尙各種學校に於て公費治療を行ひつゝあるは學校豫防施設の部に於て述べたる通りなり。若し夫れ任意治療を爲す者に至りては其實數を知ること仲々困難なるも、之れを本縣の事例より考ふれば接客業者、壯丁等は殆んど受療せざるものなく(完否は別とし接客業者は全部、壯丁七八%)、一般民衆は四一%内外の受療割合を示す。此の割合を以て直ちに全國を律する能ざるも、大體似寄りの狀況に在るものと見るを得べく、而も此の四〇%の受療率を出すさへ、當路の努力察すべきものある現狀なり。乍然更に一層不撓の努力と一段の苦心とを費さば更に一層受療率を昇騰せしむること必ずしも難事にあらずべし。

第三節 爾他の豫防施設

各府縣に於ける檢診治療、檢診治療機關、宣傳、私設團體其他の狀況は添付各府縣豫防施設一覽表に詳かなる處なるが内二、三の事項に就き更めて觀察するに。

第一 「トラホーム」診療所に對する講習

を開催せるもの兵庫、京都、大阪、長崎、新潟、埼玉、茨城、栃木、奈良、愛知、静岡、岐阜、宮城、青森、山形、福井、岡山、廣島、山口、香川、福岡、熊本、宮崎、鹿児島にして、内受講人員明瞭なるもの(京都、大阪、長崎、新潟、茨城、栃木)のみを以てしても二、二五二人に達せり。

第二 治療補助機關の講習

を行へるもの兵庫、栃木、奈良、三重、愛知、宮城、山形、香川等あり。受講人員例へば

宮城 九五四
栃木 一〇〇

の如く、受講者は何れも産婆、看護婦、小學校教員、町村役場員、處女會員等なり。又特に豫防關係吏員に對し講習を行ひたるもの兵庫奈良等あり。

第三 智識の普及徹底 (別表智識普及實施概況参照)

に就て各府縣の努力しつゝある方法は大要左の如く、各府縣共所有機會所有手段に訴へ、或は當局自體の手に依り、又は各種團體と協調を保ちつゝ、民衆智能の開發に苦心しつゝあるの狀明なり。(下段は智識普及執行機關)

事	項	送行者
展覽會	衛生組合	
講習會	婦人會	
講習會	接客業者	
検診時講習	警察	
掛圖の掲出	青年團	
ホスター配布	處女團	
活動寫眞(現に「フィルム」のない小島嶼のお梅、神奈川縣作製以外適當のものを見ず)	其他の團體	
印刷物配布		
衛生劇		
心得書論告		
風俗習慣の改良		
迷信の打破		
神社手拭類の廢止		
流出装置手洗の勵行		

其他

一般警察命令の執行と相俟つて手洗流出装置の勵行、貸手拭の撤廢又は制限、神社佛閣の危險なる偶像、手拭、紐の撤去、洗面器、洗面水の改善等各府縣下の實狀に應じて夫々施設せられつゝあり。

第四 經費より見たる「トラホーム」豫防

道府縣及市町村の大正元年以來本病豫防の爲支出せる費用に就き調査したる處を見るに左表の如く、大正元年より五年に至る五ヶ年間平均道府縣費(補助費を含む處もあるべき)六萬五千七百餘圓なりしもの、豫防法公布後は急に増加し、大正十一年には十二萬八千餘圓(補助費を含まず)に上り、爾後稍減少せるも、大正十四年迄の決算平均十萬七千餘圓となり、市町村の支出も亦大體右同様の現象を呈し、豫防法公布前は二十萬圓にありしも、公布後は三十萬圓に昇騰し、大正十一年より十四年に至る四ヶ年間決算平均二十四萬六千餘圓に上れり。市町村に對する補助費の支出狀況を見るに、大正十一年以來年々多少の高低あれども平均十三萬六千餘圓を支出し、道府縣「トラホーム」豫防費支出決算額の五六・四%即約六割弱は實に補助費なり。

而して市町村「トラホーム」治療費に對する道府縣の補助割合を見るに三分ノ一以上を補助せるもの一九府縣、其他は三分ノ一—四分ノ一又は其れ以下に屬し、規定なきもの一道四縣なること次の如く、外に國庫よりも年々四萬五千圓内外の補助費を支出し居れり。

「トラホーム」豫防法施行細則に規定せる市町村「トラホーム」治療費に對する道府縣補助割合 (昭和二年四谷氏に依る)

二分の一と規定せるもの	兵庫、千葉の二縣
二分の一以内と規定せるもの	三重、岩手、山形、石川の四縣
百分の五十又は四十と規定せるもの	奈良縣
二分の一又は三分の一と規定せるもの	東京府
二分の一又は四分の一と規定せるもの	青森縣
二分の一以内又は三分の一以内と規定せるもの	徳島縣
三分の一又は四分の一と規定せるもの	茨城縣
五分の二以内と規定せるもの	栃木縣
五分の二又は三分の一と規定せるもの	神奈川縣
三分の一と規定せるもの	新潟、山梨、宮城、鳥取、島根、香川、福岡、佐賀、熊本の九縣
三分の一以内と規定せるもの	埼玉、静岡、滋賀、岐阜、福島、山形の六縣
三分の一又は四分の一と規定せるもの	長野縣
三分の一以内又は四分の一と規定せるもの	高知縣
規定なきもの	京都、大阪、群馬、福井、富山、廣島、岡山、愛媛、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の十二府縣 北海道、長崎、愛知、秋田、和歌山の一道四縣

以上各府縣並に市町村の支出總額を見れば國家並に公共團體が本病豫防に對し年々相當の出發をなしつゝあるの狀を窺知せしむ。即

道府縣直接費道府縣平均 二、三〇〇、〇〇〇
 市町村に對する補助費各府縣平均 二、九七〇、〇〇〇
 市町村支出費の一市町村當り 一九、六三三
 道府縣直接費と市町村支出を合しての一市町村當り 二〇、五〇〇

にして外に私設治療所、官公私立各治療所及個人の支出したる治療費あるべきも、然も全國總ての檢診成績を合したる患者率九・一二%を一層低下せしめ、歐米文明國のそれと肩を摩せんとするには、更に大なる犠牲を忍ばざるべからざるや論なし（現在の本病關係支出は大なりと雖も學校看護婦設置費用の半額に過ぎざる狀況なり）。

今若し前記九・一二%を基礎として本邦「トラホーム」患者を推算すれば、日本の「トラホーム」患者五、四四七、九九八人を算すべく、此の龐大なる患者を治療するに要する經費一人當り平均六〇錢（公私設治療所平均一人當り治療費）とすれば、現在患者を一通り治療するに三百二十六萬八千餘圓を要すべきに前述の如く僅かに二十萬—三十萬の經費を以て之れに當りつゝあるは聊か微温的なるの感なき能はず。

國庫及道府縣「トラホーム」豫防費 決算（内務省調）（同以下四捨五入）

年 別	國庫補助	道府縣直接費使用	同上市町村に對する補助費	道府縣費計	市町村費	備考
大正元年		六二、六九四			二二、七〇三	大正五年迄（恐ラ 々々決算？）ノ道府 縣費中ニハ補助及 同市町村費ハ名 稱ノ如何ニ係ラス 市町村ニテ支出セ ルモノ
同二年		六七、八三一			二三、九〇七	
同三年		六四、四一四			二四五、二五八	
同四年		六六、三三三			二五〇、〇一三	
同五年		六七、五四五			二六二、八七一	
平均		六五、七六三			二四六、二八四	
同十一年	五四、二六六	一二八、〇四五	一四六、九四四	二七四、九八九	二〇九、四一〇	
同十二年	四一、九二四	一〇六、七八七	一二九、一七一	二三五、九五八	二二一、〇六四	
同十三年	四九、八九四	一〇九、九五〇	一四九、〇七一	二五九、〇二一	二五二、六四二	
同十四年	三五、四〇四	八七、〇〇九	一三二、七一一	二一九、七二六	三〇二、一九三	
平均	四五、三七二	一〇七、九四八	一三九、四七六	二四七、四二四	二四六、三二七	

備考 府縣費總額對補助費割合 五六・四%

第五 「トラホーム」豫防事務打合せ

各府縣に於て本病豫防の爲必要に應じ打合會を開催したることは添付各府縣豫防施設中に散見する處なるが、本省に於ても結核と併せて本病豫防上一層の緊張を必要と認め、全國を關東、九州、東北、北陸、中國、四國、六大都市等に分ち、大正十二年二月内務省に開催し。

- 一、「トラホーム」患者の檢診治療に關する件
 - イ、檢診及治療の方針
 - ロ、檢診及治療の範圍
 - ハ、檢診及治療の機關
 - 二、「トラホーム」豫防法第四條第一項第三號に依る施設勵行に關する件
 - 三、「トラホーム」豫防智識啓發方法に關する現在の狀況最も有效なりと認むる方法並將來の計畫に關する件
- 等に就き打合せを爲したる外、各地に同様の會合を開催して本病豫防上一大鞭撻を加へられたり。

第六 各種團體に於ける「トラホーム」豫防施設

大正十四年三月末日現在調査（内務省衛生局）に就て見るに、私設各種團體の本病豫防（治療）に對する活動の狀況窺はれて大に人意を強ふるに足るものあり。此れ等團體を有するは添付「各種團體「トラホーム」豫防施設」に詳なるが如く二十府縣にして、内

衛生組合の施設に屬するもの 五五
 警察取締營業組合の施設 一八
 醫師會營業組合の施設 六
 其他 三〇
 計 一〇九

にして無料五九、有料二二、交々二〇、不明八の割合なり。
 而して其治療成績も亦相當見るべきものあり即ち

取扱患者中自費 二四、八二〇
 同 治療 四七、九四八
 從事 醫 數 四二六
 經費（大正十三年度決算） 三七、七〇八

にして、此種民間施設の勃興は本病豫防上貢献する處大なるものあるべし。

第七 「トラホーム」豫防協會

茲に特筆に値するは「トラホーム」豫防協會の設立なり。之れより先本邦「トラホーム」多く、只に國民の能率を減殺するのみならず、國際關係に於ても屢々問題の焦點となるを憂ひ、大正三年秋我國眼科の泰斗河本博士を初め、眼科界の先覺者其他官民有識者間に有力なる活動團體設立の必要を論ずるもの輩出し、切りに氣運の醸成に努めつゝありし效果空しからず、大正五年四月一日愈々「日本トラホーム豫防協會」の發會式を東京醫科大學法醫學教室に擧げ、爾來

豫防に關する意見の提出、機關雜誌「トラホーム」の發刊、醫師に對する「トラホーム」診療講習、各地方に講師派遣、ポスター類の發行、無料治療券交付、無料診療所、講演會の開催、「トラホーム」豫防デーの設定、

等常に一面に於ては政府の本病豫防に關する有力なる刺戟機關となり、他面に於ては全國「トラホーム」豫防的活動の原動力となる等、本病豫防上寄與する處偉大なるものあり。我が「トラホーム」豫防法上の制定促進上に與かつて力ありたりしこと亦申す迄もなく超へて大正九年には財團法人となり、今日迄其活動を繼續し來りしものなり。

殊に醫師に對する講習會は、地方に於ける本病豫防上の中心機關發成所とも云ふべく從つて極めて有意義のものなるが、其開催狀況次の如し。

「トラホーム」豫防協會主催

「トラホーム」講習會

第一回 大正九年十一月四日より八日間

於神田一ツ橋學士會館第五號室

講習生

三十一人

第二回 大正十年四月五日より八日間

於東京大學醫學部眼科教室

講習生

三十一人

第三回 大正十年十一月三日より八日間

於東京大學醫學部眼科教室

講習生

十一人

第八 眼科醫の普及狀況

眼科醫の多寡必ずしも直接本病の消長と併行すべしとは考へ得ざるも、前段來續述の歐米の實情に鑑み又以て一因子たらずとせず。別紙概數表は此の間の消息を概示するものなり。即ち昭和二年現在に於て

醫師一人當り人口

A 眼科専門醫數 六九〇

B 眼科治療をなす醫師計 七、四六六

備考

A 中大阪は市のみ其他二十五縣

B は三十九縣府縣の事實(概數表参照)

にして眼科専門醫のみより見れば普通醫一人當り人口一、三一九内外に比し略二十八分の一に相當し眼科治療を爲す醫師全部に就て見るに一人當り人口五九四二人となる之を外國の事例と比較するに

一九二五年獨逸の

六二、四七四、八七二

醫師一人當り人口

四一、六五〇

にして日本(昭和元年末)

一、三一九

醫師一人當り人口

に比すれば醫師全體の數に於て獨逸を凌駕し居れるが、翻つて眼科醫に就き見るに、國內全般の數を知る資料を得ざりしも、左表の通り(獨逸醫事週報一九二六年S四九八、三三九四)大都市の眼科醫數は全醫師に對し七一〇%に相當せり。今本邦都市中大阪の分を入手し得たるを以て此れと比較するに

眼科醫一人當り人口

(人口醫師共一九二五年)

ド	レス	デン	二四、三〇〇
ミ	ユ	ン	一五、三〇〇
ベ	ル	リ	二七、一一〇
プ	レ	ス	二二、〇〇〇
ケ	ル	ン	三三、〇〇〇
大	阪	市	二九、三八〇

にしてケヨルンに比すれば稍眼醫多きも、他の諸都市に比すれば少数なり。即ち一方に於て醫師數多く他方眼専門醫少なしとせば其隔りも亦一層大なるべく、右數字より抑せば日本の眼科専門醫は獨逸より遙かに少なきものと見て支障なるべし。

獨逸都市に於ける専門醫 (一九二五年) (獨逸時事週報一九二六年と四九八、一三九四)

計	ベルリン%		ドレスラッ%		ドレステン%		ケルン%		ミュンヘン%	
	1,201	100.0	256	100.0	266	100.0	250	100.0	253	100.0
婦人	33	13.3	15	5.8	16	6.0	16	6.4	17	6.7
外人	42	17.1	20	7.9	21	8.0	21	8.4	22	8.7
眼	145	60.8	70	27.3	73	27.5	73	29.2	75	29.6
首、耳、鼻	17	7.1	8	3.1	9	3.4	9	3.6	10	3.9
皮膚、新陳代謝性	26	10.8	13	5.1	14	5.3	14	5.6	15	5.9
胃、神經、精神	71	29.5	35	13.7	37	14.0	37	14.8	38	15.0
肺	26	10.8	13	5.1	14	5.3	14	5.6	15	5.9
小兒	42	17.1	20	7.9	21	8.0	21	8.4	22	8.7
其他	36	15.0	18	7.0	19	7.2	19	7.6	20	7.9

次に右の事實を府縣別に觀察すれば添付の孤表の如く、専門醫一人當り人口最も少なきは大阪なれども同府の調査は市のみなれば比較とならず。他の府縣にては熊本、宮崎、福岡、福井、長崎、栃木、島根等多數を示し、眼科治療を爲す醫師に在りては徳島、島根、山口、栃木、岩手、福岡、長崎、岐阜、廣島、佐賀、沖繩等多數なるが如し。

勿論本調査は概數調査にして、之れを以て我國眼科醫並眼科療醫の分布の眞想とは考へ得ざれども冒頭にも掲げたるが如く以て概況を窺ふに足らんか。

(尚添付「醫師殊に眼科醫の地方的分布」参照)

附一、法令に依る處分狀況

「トラホーム」豫防法施行の結果、従業停止の止むを得ざる處分を受けたるもの如次。元來本法の執行に當りては國家の方針に則り可及的

助長不問主義を取りつゝあるにも係らず、斯く従業上の犠牲者を出しつゝあるは蓋し止むを得ざる幾多の事情に依るなるべし。

(年次別従業停止罰金科被處分者數表参照)

尙各府縣に於ける「トラホーム」専門賣藥として調査したる成績添付賣藥表の如く、「トラホーム」専門の銘を打てるもの少なしと雖も「トラホーム」に有效なりと稱する賣藥、

京都府	五六	長崎	五	新潟	四四	茨城	二	栃木	一〇
三重	四三	静岡	一七	岐阜	一五	福井	二	鳥取	五
島根	一三	山口	五四	和歌山	一	愛媛	三	計	二七〇

恐らく此の他にも尙多數のもの有るべく、各地より回答を得たるもののみを擧げて二七〇種の多數に上り居れり。

附二、岡山縣「トラホーム」模範治療所 (昭和三年岡山縣)

本縣に於ては大正十四年度以降毎年縣費「トラホーム」治療所二乃至三ヶ所を設置し此の施設は縣の直接施設にして經費は縣費「トラホーム」豫防費中模範治療所設置費及醫師雇給より支出せるものにして各九十日間を以て一期間とし結果は別表の通り何れも好成绩を收め得たるものと認む。

「トラホーム」模範治療所治療成績表

郡町村部落名	人口	患者數	患者内訳				檢診人員 百ニ對スル患者歩	内訳			患者百ニ對スル治癒歩合
			重症	輕症	疑症	計		全治	治療中	其他	
英田郡 江見村大字川崎	四五五	四	二	一	一	一	三三	三	一	一	八六・九
直庭郡 木山村大字下方	四九	三	五	一	一	一	一〇七	三	一	一	八〇・四
計	一、一五	七	七	二	二	二	一四〇	六	二	二	八三・七

目的

此施設の實行に當りては單に患者を治療することのみを以て目的とせず簡易に計畫し得る方法、經費の關係、患者の治癒と其の日數等の關係を具體的に研究せむとするものなり。

組織

鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	法定檢診	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學
技術官	不明	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官
九三	一〇		二八五	一四五	二〇	三一		二七		一一		一二九	二六
		一〇					九	二一	一	一		七	九
公設治療所、巡 回治療	貧困者公費	公設治療所	公設治療所	巡回治療、公設 治療所	公設治療所	公設治療所	公設治療所	公設治療所	公設治療所	公設治療所	公設治療所	公設治療所	公設治療所、私 立、縣立
不明		囑託醫官	不明	豫防醫 其他不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	開業醫	不明
活動寫真、講 話	活動寫真、講 話	活動寫真		活動寫真、講 話	印刷物配布			活動寫真、展 覽會、講話	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布	印刷物配布、 講話、展覽會、 トランプ、感想 募集(小學生 集會、活動、 繪畫、印刷物 配布)
對醫講習		對醫講習			對醫講習		講演	對醫講習、補 助員講習				對醫講習	對醫講習
				トランプ、 模範村計			止貸手拭廢						補助員 五〇人
													四

鳥根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	道府縣
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	法定檢診	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學	接客業者、 壯丁、一般、 校、職工、學
囑託醫官	技術官	不明	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官	技術官
七一			二	九	八		七五	一五	一六三	二五	三三		
		三	一	四			七				四	五	
		二〇	六一	四	九						六三	九	
公設治療所、公設 治療所	公設治療所		公設治療所、私 立、縣立	公設治療所、治 療票交付		公設治療所、私 立、縣立	公設治療所、巡 回治療所		公設治療所、私 立、縣立	公設治療所、治 療票交付	公設治療所、治 療票交付	公設治療所	公設治療所
開業醫	不明		醫師會員	不明		囑託醫官	囑託醫官		醫師會員 其他不明	市町村醫 學校醫	囑託醫官	不明	治療醫
	活動寫真、展 覽會、講話	活動寫真、講 話	印刷物配布、 講話、講演	印刷物配布、 講話、講演	印刷物配布、 講話、講演	印刷物配布、 講話、講演	印刷物配布、 講話、講演			印刷物配布	講話	印刷物配布、 講話	宣傳
			對醫講習△	對醫講習△		對醫講習、補 助員講習	對醫講習◎	ア		對醫講習、補 助員講習		對醫講習△	講習
													其他
													トランプ、 係關
													八

府縣別	施設概要	検	治	療	豫	防
千葉縣						
茨城縣						
栃木縣						
奈良縣						

明治三十八年「トラホーム」豫防に關する告示を發せられ又四十二年「トラホーム」豫防費補助規則制定せる接寄業者、理髮業者に對しては警察醫檢診續行

大正六年六月「トラホーム」協議會を縣廳に開催治療豫防上に關して協議す

明治三十八年始めて「トラホーム」に關する告示を發し豫防心得を指示發告す
同四十二年「トラホーム」縣費補助規則制定
同四十四年補助規則一部の改正を行ひ豫防治療の實行を期し次の大方針により畫策する處ありたり

(一) 一般衛生思想の向上と同時に「トラホーム」に對する知識の普及を謀ること
(二) 一般開業醫に對し「トラホーム」知識普及縣に於て一定標準規則の制定以て各郡市の事務統一を計り以て督勵の根據とすること

大正二年二月市町村並に學校に於ける豫防施設要項

甲、市町村に於ける施設要項

(一) 一般衛生思想を喚起せしむる方法
「トラホーム」注意書の交付
「トラホーム」豫防醫の設置
「トラホーム」檢診方法
「トラホーム」檢診標準
「トラホーム」治療方法
「トラホーム」檢診及治療費に關する件
督勵委員選出方法
狀況報告に關する件

乙、學校に於ける施設要項

(一) 「トラホーム」豫防治療の注意書の指示

滋賀縣	山梨縣	静岡縣	愛知縣	三重縣	
學校児童並に生徒に對しては明治三十年三月文部省令第四號身體檢査規定に基き檢診せるのみ他に對しては確定的のものなし	學校醫に依る學校「トラホーム」の檢診治療の他特記の事項なし	「特設檢診機關なし」醫師は一般眼患者に就き「トラホーム」又は其疑ある患者を診斷す	二十年前四、五の町村に於て自發的に檢診治療を施行したるも記録なし 明治四十年「トラホーム」豫防規則制定後は毎年一回市町村をして各戸に就き檢診せしむ(十名以上の職工を寄宿せしむる工場は除く)	當初壯丁「トラホーム」豫備檢診は市町村の行ふこととなしたるも實行容易ならず茲に於て慈善救濟費を以て縣醫三名助手三名を増設し檢診に當らしむ	治療計畫方法の記載なし
			發見患者は直に醫療を受けしむ		
	學校「トラホーム」豫防治療の他なし	醫師が「トラホーム」又は疑はしき患者を診斷したる時は自衛上豫防上の注意を患者若くは家人に指示せしむ 「トラホーム」流行著き市町村に對しては特別の施設を命じ豫防の徹底を講ぜり	明治四十年「トラホーム」豫防規則を發布	(二) 「トラホーム」眼の衛生思想を喚起せしむる方法 (三) 「トラホーム」檢診標準 (四) 「トラホーム」治療に關すること (五) 「トラホーム」檢診及其設備 (六) 發病者に對する處置方法 (七) 病兒取扱方法 (八) 「トラホーム」治療方法 (九) 狀況報告の件	明治三十八年五月「トラホーム」豫防に關する告示發せらるる要項は健康者の注意事項、患者の注意事項、等にして警察署長をして告示の普及に努めしめ縣は縣醫、縣醫會の豫防對策に關する意見を徴す 三十九年「トラホーム」豫防費補助規程發布其他流行部、落民に對する衛生講習會開催市町村の吏員、學校教員をして「トラホーム」豫防事務の講習會開催

